

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月14日
【四半期会計期間】	第136期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
【会社名】	日本冶金工業株式会社
【英訳名】	Nippon Yakin Kogyo Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 始
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3272-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 小林 伸互
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3273-3613(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 小林 伸互
【縦覧に供する場所】	日本冶金工業株式会社大阪支店 (大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号) 日本冶金工業株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目3番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第135期 第2四半期連結 累計期間	第136期 第2四半期連結 累計期間	第135期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日
売上高 (百万円)	53,544	52,793	112,962
経常利益 (百万円)	340	510	2,849
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失() (百万円)	329	278	2,349
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	419	439	2,972
純資産額 (百万円)	34,337	36,941	36,889
総資産額 (百万円)	131,178	140,211	135,666
1株当たり四半期(当期)純利 益金額又は1株当たり四半期純 損失金額() (円)	2.13	1.80	15.19
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	26.2	26.3	27.2
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	3,706	2,698	8,361
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	1,647	1,144	3,048
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	2,216	1,180	4,228
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	4,620	6,337	5,935

回次	第135期 第2四半期連結 会計期間	第136期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成28年 7月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 7月1日 至平成29年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額又 は1株当たり四半期純損失金額 () (円)	1.42	8.26

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第135期及び第135期第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 第136期第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、1株当たり四半期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

(中国における合弁会社設立の合弁契約書の調印)

(1) 合弁会社設立の目的

当社は、平成29年2月27日付け「中国における合弁会社設立に向けた協議書締結のお知らせ」の通り、中国での高機能材事業の更なる強化に向けた生産体制確立を企図し、中国大手鉄鋼メーカーである南京鋼鉄股份有限公司と協議書を締結し、合弁会社設立について基本合意しておりました。

平成29年7月4日、合弁会社の枠組みに関し合意に至り、合弁契約書に調印いたしました。

(2) 合弁会社の概要

名称	南鋼日邦冶金商貿（南京）有限公司
所在地	中国江蘇省南京市浦口区浦洲路35号
資本金	10百万人民币
出資比率	日本冶金工業株式会社 60%、 南京鋼鉄股份有限公司 37%、 江蘇三鑫特殊金属材料股份有限公司 3%
代表者	董事長 王 昆（当社常務執行役員）
事業内容	高機能材の仕入販売、委託圧延・委託加工、技術及び品質保証サービス
営業開始	平成29年12月（予定）

(3) 今後の見通し

南鋼日邦冶金商貿（南京）有限公司の開業時期は平成29年12月を予定しておりますが、本件が平成30年3月期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用情勢の改善を背景とした民間設備投資の増加や個人消費の回復傾向等により、総じて緩やかな回復基調が続きました。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、供給面ではアジア地域において過剰な状態が解消されておらず国内への輸入量が増加傾向にある一方、需要面では国内景気の緩やかな回復基調に加え米国・中国向けを中心に自動車や半導体製造装置等の輸出が堅調に推移したことによる需要増加が見られました。

とりわけ当社の戦略分野である高機能材につきましては、米国・中国をはじめとした耐久消費材等の堅実な需要に加え、原油価格の上昇に伴う石油・ガス分野向け用途の回復や太陽光発電等環境・エネルギー分野向け用途の継続等、海外向けを中心に需要は堅調に推移いたしました。

しかしながら、平成29年5月14日に発生しました当社川崎製造所熱延工場での火災事故による生産数量減少の影響により、当第2四半期連結累計期間の販売数量は前年同期比17.1%減（高機能材19.5%減、一般材16.6%減）となりました。この結果、売上高は52,793百万円（前年同期比751百万円減）、利益面につきましては営業利益840百万円（前年同期比119百万円減）、経常利益510百万円（前年同期比170百万円増）、親会社株主に帰属する四半期純利益 278百万円（前年同期比607百万円減）となりました。

なお、火災事故による特別損失の計上につきましては、平成29年7月28日に公表しました「川崎製造所 熱延工場火災事故に係る業績への影響額の見通し及び特別損失計上の見通し、並びに業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」において1,000百万円の見通しと公表しておりましたが、当第2四半期連結累計期間で764百万円（予想対比236百万円減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主として仕入債務の増加、減価償却費の計上等により2,698百万円の収入(前年同期比1,007百万円の収入減少)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主として有形及び無形固定資産の取得による支出等により、1,144百万円の支出(前年同期比503百万円の支出減少)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、主として長期借入金の借入及び返済等により1,180百万円の支出(前年同期比1,036百万円の支出減少)となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物残高は、換算差額を含めて6,337百万円となり、前年同期比1,717百万円増加いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

〔株式会社の支配に関する基本方針〕

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「社会に歩進と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、及び「当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念及び企業ビジョン、並びに当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、平成31年度(2019年度)を最終年度とする「中期経営計画2017」(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

本中期経営計画には、内外における事業環境の変化に確実に対応すべく、新たな視点から、当社が高機能材事業と一般材事業を両輪として国内外において競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くための諸施策が取りまとめられております。当社は、本中期経営計画の取組みを推進し、その達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでまいります。本中期経営計画の概要は以下のとおりです。

「中期経営計画2017」の位置付けとコンセプト

当社は、当社創立100周年に当たる2025年において、「堅固な国内ステンレス事業と長期的に持続可能なコーポレート基盤をベースとした高機能材のグローバル・トップサプライヤー」を目指します。本中期経営計画は、2019年度までの期間を、その第1ステップの3ヶ年と位置付け、次の3つのテーマを掲げました。

(ア)アジアの高機能材市場において、卓越したQCD(品質、コスト、納期)競争力で市場をリードするトップサプライヤーの地位を確立する。

(イ)国内ステンレス市場において、お客様の信頼に応え得る存在感のあるサプライヤーの地位を確立する。

(ウ)地域環境に配慮し、リサイクル・省資源・省エネルギーにより、社会に貢献する企業で在り続ける。

「中期経営計画2017」の基本戦略

「中期経営計画2017」の3つのテーマの実現のため、以下の戦略に取り組みます。

(ア)高機能材事業の更なる深化

・注力製品の一層の競争力強化と品揃えの拡充により、高機能材拡販の重点分野・市場での需要の掘り起こしを行います。

・グローバル販売・生産体制の拡充とアジア・新興市場への取組み強化を行います。

(イ)一般材事業の再構築

・業界再編と国内ステンレス市場の構造変化に対応した体制整備を進めます。

・需要が堅調な高付加価値材（チェッカー／ポルカプレート、耐熱鋼、快削鋼）の積極的な拡販を図ります。

(ウ)製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュ

・高機能材製品の供給基地として「新たな付加価値の創造」を実現するため、川崎製造所と大江山製造所で品質・コスト・納期全般に亘るプロセス革新（設備投資を含む）を実行します。

・コンパクトで環境に配慮した都市型製造所への進化に向けて、川崎製造所のリフレッシュを行います。

(エ)原料・大江山製造所競争力強化

・安価原料を極限まで活用し、原料コスト競争力を最大化いたします。

・大江山製造所の経営資源（技術・人・設備・立地）を活かし、事業の強化を図ります。

(オ)企業インフラ整備・基盤強化

・企業基盤を強化し、外部環境に左右され難い体質への改善を図り、存在価値のある企業であり続けることを目指します。

(カ)企業統治体制の整備と企業責任を果たす取組みの推進

・当社企業集団の内部統制の一層の強化に努めます。

・環境保全活動に強力に取り組み、持続可能な循環型社会の創造に貢献してまいります。

「中期経営計画2017」の設備投資計画

製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュの実現に向けて、戦略的設備投資を実行いたします。その他の投資を含めた今後3年間の投資規模としては、本中期経営計画期間中の減価償却費の2倍以上に相当する280億円を計画しております。

[設備投資計画の内訳]；

戦略的設備投資150億円、事業基盤強化95億円、関係会社関連35億円

（戦略的設備投資は、製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュの合計）

「中期経営計画2017」の達成目標

・経常利益は、将来に向けた積極的な設備投資と借入金圧縮による財務体質強化を両立できる利益水準を確保します。

[経常利益達成目標]；単体55億円、連結70億円

・ROE 8%以上、ネットD/E1.0未満を目標とし、資本効率向上と財務体質改善の両立を図ります。

・配当性向は20%以上を目標とし、株主還元と財務体質強化及び成長投資のバランス確保を図ります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、当社ウェブサイト

(http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_170509.pdf) をご参照下さい。

大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、（ ）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、（ ）当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記（イ）の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記（エ）にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が合理的に判断したときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(ア) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、（ ）対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または（ ）特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(ア) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会規則に基づき、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、平成29年6月28日開催の当社第135期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成32年6月に開催予定の当社第138期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、()当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、()当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、()平成29年6月28日開催の当社第135期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

・上記()の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記()の取組みを実施しております。上記()の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記()の取組みは、上記()の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記()の取組みは上記()の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

・上記()の取組みについての取締役会の判断

上記()の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記()の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記()の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めために実施されるものです。さらに、上記()の取組みにおいては、株主意の重視(株主総会決議とサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記()の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記()の取組みは上記()の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、203百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	558,000,000
計	558,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年11月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	154,973,338	154,973,338	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	154,973,338	154,973,338	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日	-	154,973	-	24,301	-	9,542

(6)【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式 社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,747	3.72
DFA INTL SMALL CA P VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・ エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDI NG ONE AUSTIN TX 787 46 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	3,818	2.47
日本冶金協力会社持株会	東京都中央区京橋一丁目5番8号	3,531	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,270	2.11
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託 銀行株式会社)	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海 アイランドトリトンスクエアオフィスタワー Z棟)	3,115	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,872	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,273	1.47
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,201	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,193	1.42
J P MORGAN CHASE B ANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	25 BANK STREET, CANA RY WHARF, LONDON, E1 4 5 J P, UNITED KINGDO M (東京都港区港南二丁目15番1号 品川イ ンターシティA棟)	1,850	1.20
計	-	30,875	19.96

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式(287,809株)を控除して計算しております。

2. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,847千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,270千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,848千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	2,273千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	2,193千株

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 287,800	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 71,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 154,542,400	1,545,424	-
単元未満株式	普通株式 71,938	-	-
発行済株式総数	154,973,338	-	-
総株主の議決権	-	1,545,424	-

(注)1「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が、5,000株含まれております。なお、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数50個が含まれております。

(注)2「単元未満株式」には、三豊金属株式会社所有の相互保有株式26株及び当社保有の自己株式9株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本冶金工業株式会社	東京都中央区京橋一丁目5番8号	287,800	-	287,800	0.19
(相互保有株式) 三豊金属株式会社	岡山県岡山市西古松西町9番10号	-	71,200	71,200	0.05
計	-	287,800	71,200	359,000	0.23

(注)三豊金属株式会社は、当社の取引会社で構成される持株会(日本冶金ナス持株会 東京都中央区京橋一丁目5番8号)に加入しており、同持株会名義で当社株式71,200株を所有しております。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、八重洲監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,045	6,430
受取手形及び売掛金	20,477	3 19,121
商品及び製品	6,951	6,265
仕掛品	14,133	16,078
原材料及び貯蔵品	7,755	8,816
その他	781	2,762
貸倒引当金	481	461
流動資産合計	55,662	59,012
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	11,016	10,890
機械装置及び運搬具(純額)	21,951	22,434
土地	38,698	38,705
その他(純額)	2,301	2,431
有形固定資産合計	73,965	74,459
無形固定資産	1,296	1,143
投資その他の資産		
投資有価証券	3,978	4,890
その他	730	681
貸倒引当金	22	22
投資その他の資産合計	4,687	5,549
固定資産合計	79,948	81,151
繰延資産		
社債発行費	57	49
繰延資産合計	57	49
資産合計	135,666	140,211

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,024	3 18,849
短期借入金	26,071	26,295
1年内償還予定の社債	754	754
1年内返済予定の長期借入金	10,839	9,752
賞与引当金	962	949
その他	5,414	3 8,449
流動負債合計	61,065	65,047
固定負債		
社債	1,739	1,362
長期借入金	15,796	16,604
退職給付に係る負債	9,674	9,770
環境対策引当金	2	3
金属鉱業等鉱害防止引当金	5	5
その他	10,498	10,479
固定負債合計	37,713	38,223
負債合計	98,777	103,270
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,301	24,301
資本剰余金	9,542	9,542
利益剰余金	255	410
自己株式	139	140
株主資本合計	33,959	33,294
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,107	1,793
繰延ヘッジ損益	1	1
土地再評価差額金	1,744	1,744
為替換算調整勘定	74	105
その他の包括利益累計額合計	2,925	3,642
非支配株主持分	5	5
純資産合計	36,889	36,941
負債純資産合計	135,666	140,211

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
売上高	53,544	52,793
売上原価	47,783	47,052
売上総利益	5,761	5,741
販売費及び一般管理費	1 4,802	1 4,901
営業利益	959	840
営業外収益		
受取配当金	46	57
固定資産賃貸料	50	46
為替差益	-	93
その他	57	66
営業外収益合計	153	263
営業外費用		
支払利息	542	446
為替差損	14	-
その他	216	148
営業外費用合計	772	594
経常利益	340	510
特別利益		
固定資産売却益	2	6
特別利益合計	2	6
特別損失		
災害による損失	-	2 764
特別損失合計	-	764
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	342	249
法人税等	13	29
四半期純利益又は四半期純損失()	329	278
非支配株主に帰属する四半期純利益	0	0
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	329	278

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	329	278
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	127	687
繰延ヘッジ損益	9	1
為替換算調整勘定	46	31
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	90	717
四半期包括利益	419	439
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	419	439
非支配株主に係る四半期包括利益	0	0

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	342	249
減価償却費	1,911	1,810
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	154	96
受取利息及び受取配当金	47	58
支払利息	542	446
売上債権の増減額(は増加)	928	1,357
たな卸資産の増減額(は増加)	1,837	2,320
仕入債務の増減額(は減少)	1,268	1,825
その他	90	454
小計	4,310	3,361
利息及び配当金の受取額	55	58
利息の支払額	540	391
法人税等の支払額	119	330
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,706	2,698
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,640	1,154
その他	7	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,647	1,144
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	990	196
長期借入れによる収入	3,927	5,987
長期借入金の返済による支出	5,077	6,266
その他	76	1,096
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,216	1,180
現金及び現金同等物に係る換算差額	52	28
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	210	402
現金及び現金同等物の期首残高	4,830	5,935
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,620	6,337

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

従業員の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
従業員(住宅資金借入債務)	1百万円	従業員(住宅資金借入債務) 1百万円

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形割引高	1,570百万円	1,880百万円
受取手形裏書譲渡高	484	687

3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形	- 百万円	819百万円
支払手形	-	1,928
設備関係支払手形	-	157

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
給料賞与等	1,460百万円	1,481百万円
運送費及び保管料	1,007	924
賞与引当金繰入額	222	307
退職給付費用	102	102

2 災害による損失

平成29年5月14日に当社川崎製造所熱延工場で発生した火災による損失であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	4,723百万円	6,430百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	104	93
現金及び現金同等物	4,620	6,337

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	232	1.5	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	387	2.5	平成29年3月31日	平成29年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

当社グループは、ステンレス鋼板及びその加工品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

当社グループは、ステンレス鋼板及びその加工品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループの行っているデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	2円13銭	1円80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	329	278
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	329	278
普通株式の期中平均株式数(千株)	154,654	154,652

(注) 当第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、1株当たり四半期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。前第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月13日

日本冶金工業株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久具 壽男 印

業務執行社員 公認会計士 高城 慎一 印

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本冶金工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。